

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年12月8日

横浜市契約事務受任者
道路局長 高瀬 卓弥

1 契約の概要

東神奈川駅前第1歩道橋エレベーター冠水復旧修繕

2 履行（納品）場所

神奈川区富家町1番地先

3 契約日

令和4年10月11日

4 履行日又は履行期間

契約決定した日から令和4年11月11日まで

5 契約金額

770,000円（うち消費税及び地方消費税相当額70,000円）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市中区住吉町2-24-2

日本エレベーター製造株式会社 横浜出張所

所長 瓦谷 直義

（緊急措置・応急復旧工事施工指示とその承諾により令和4年10月11日に契約し、所長は瓦谷直義でしたが、令和4年10月21日に所長が変更となり、請書は、令和4年11月25日に吉澤秀二より提出）

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

当該エレベーターは歩道橋通行者のバリアフリー施設として設置されており、エレベーター停止は利用者の通行に支障をきたし、早急な復旧を要したため。

8 契約の相手方の選定理由

当該エレベーターの製作者であり、同社以外では当復旧工事を行うことが不可能であるため。

9 所管課

道路局道路部施設課